

(別紙3の続き)

A 申立人は、対象公文書の情報が公開されていないため、当該情報における公開条例上の非開示該当性の是非を判断できない。行政は絶対的な判断者ではないし無<sup>びゅう</sup>謬でもないから、道民はその判断が常に正しいと信じることはできないし、判断し得ない事柄について道民として納得することはできない。したがって、当該非開示情報は、「通常他人に知られたいと認められる」1号情報であるとは判断できないから、本件処分は不当である。

実施機関は、個人のプライバシーに属する情報が記載されている文書であるから、通常他人に知られたいと認められるため、申立人の主張には理由がないと反論しているが、実施機関は、当該非開示部分の内容が真に「個人のプライバシーに属する情報」であるという事実を申立人に対して提示しておらず、「通常他人に知られたいと認められる」と実施機関が判断する前提となる事実認定に疑問が残る。さらに、北海道行政基本条例(以下「基本条例」という。)第3条により、処分の理由となった事実関係の説明責任を実施機関に義務付けており、実施機関の反論は同条の服務態度として不誠実であり、実施機関の反論には理由がない。

B 実施機関によれば、非開示部分の情報は「1号に該当する個人の氏名」としているが、1号は「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」と示すとおり、比較的センシティブな情報を例示しているのみである。実施機関によって非開示と判断されている情報は、単に個人の情報に過ぎない「氏名」にすぎず、例示に示される比較的センシティブな情報に該当しない。

また、実施機関によって非開示と判断されている情報は、比較的センシティブな情報と結合されることによってセンシティブ性が加わる情報だとしても、非開示部分の情報そのものにはセンシティブ性が備わっていない単純な情報にすぎないから、1号の必要的要件を満たさない。センシティブ情報を非開示とせず、単純な情報にすぎない氏名を非開示とする判断は不合理である。

仮に、当該非開示情報が「通常他人に知られたいと認められる」個人識別情報であったとしても、その情報それ自体に「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」など、センシティブ性が備わっていることが非開示対象となる同条例上の必要的要件であることは、1号の「であって」という文言から当然に解釈され、「通常他人に知られたいと認められる」ことのみによって直ちに非開示の対象となるのではない。したがって、1号情報とは考えられないから、本件処分は不当である。

実施機関は、センシティブ情報を「プライバシーや国家機密など慎重に扱われるべき情報」と独自に定義した上で、個人のプライバシーに関する情報を含むため1号に該当すると認められるため、申立人の主張には理由がないと反論しているが、1号は、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」と示すとおり、「氏名」は含まれない。基本条例第3条の政策形成過程情報積極的提供義務に違反し、行政機関が法を作るに等しい越権行為というべきである。

仮に、1号に「氏名」が非開示情報として含まれるのであれば、立法者は当然に同号の例示において「氏名」の文言を条例中に記載するはずであるが、現に記載されていないことは、「氏名」は非開示対象になり得ないと立法者により判断されたものと解される。

1号の例示によって示されるセンシティブ情報とは個人生活の機微を示す情報であり、氏名のような“単なる”個人情報ではない。法的に例えば、個人情報保護法において“特に”慎重に取り扱うべき個人情報」と基本理念に規定され、収集制限の対象となる情報が、1号のセンシティブ情報と解することができる。実施機関は、1号の例示によって示されるセンシティブ情報を「プライバシー情報」と定義しているが、このように広範な定義は、従来学術立法の分野においても想定されたものでなく、不適當である。

「氏名」などの“単なる”個人情報が1号の例示によって示されるセンシティブ情報ではないことは、「氏名」が住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第11条によって「何人でも住民基本台帳の写しの閲覧を請求できる」という規定により、氏名が一般に公開された情報であることから類推できる。また、もし法的に一般に公開されている情報が1号により非開示になるとすれば、公開条例と住基法との間に矛盾が発生することになり、行政事務において矛盾と混乱が発生することになる。

「氏名」は、表札や名刺など一般社会で流通されている情報であることから、社会通念上、センシティブ情報とは解されない。

C 実施機関によれば、非開示となっている部分は「個人の氏名」としているが、「個人の氏名」は個人識別等を行うための単純な情報でありまた、一般に住民の氏名など四情報は住民基本台帳上縦覧可能な公開情報であり、表札の自発的な掲示等によって当該情報が公開されているなど、秘匿の必要性は必ずしも高くはない。

また、法律事務所は法人登記をしている場合は、法律上一般に閲覧可能な法人登記簿の情報ということになる。そもそも当該情報が公開されているからこそ事業活動は可能である。

当人の意思で一般に開示され、現に一般が知り得る情報が、1号情報とは考えられないから、本件処分は不当である。

なお、平成12年4月21日付情報公開審査会答申第28号（以下「答申第28号」という。）で示される「社会通念上知られたくない情報」であれば一律に1号に該当するとの判断は、公開条例第18条の立法趣旨を無効化ないしは逸脱した解釈であり、且つ情報公開によって得られる公益を阻害すると考えられるから、答申第28号を本件に準用することは違法・不当であり、個々の開示関係人への意思表示が必要であると考えられる。

実施機関から有効な反論がなかったが、答申第28号は畜犬登録原簿と狂犬病予防注射済証を対象としたものであり、本件が対象とする文書、情報対象者は異なるため、“当然”には本件に適用されるわけではない。

1号において例示される「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって」は、いずれも「氏名」に付随することによっ

て「通常他人に知られたいと認められる」センシティブな情報となる。そもそも、本件処分の公文書が真に1号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されていないため、1号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。したがって、1号において例示される「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって」は、「氏名」が公開されているという前提の上で制定された文言であるから、「氏名」の情報は当然に1号から除外されるべきである。

- D 実施機関は、公開条例第18条に基づく意見書提出機会を付与し、あるいは当該情報の開示を本人が拒否する意思表示がある旨、申立人に対して何ら説明をおこなっていない。

同条に基づく意見書提出機会の提供により反論がなされていない段階では、当該情報関係人が開示を拒否する意思を示しているとは判断できない。したがって、本件処分は不当である。

実施機関は、同条は開示決定等に同意権を与えるものではないと解されておりと反論しているが、同条の解釈を法令上の根拠がない独自の見解であり法的根拠にかける。また、同条の規定そのものを空文化することにつながるから妥当性がない。さらに実施機関が同条の規定の運用をしていなかったという法令施行上の怠情を自己弁護しているだけであり、こうした自己弁護は常識的に考えて、また社会通念上も認められない。

また、実施機関は、明らかに1号に該当すると認められるから行った処分であるため、申立人の主張には理由がないと反論しているが、同号に該当することの「明らか」さを何ら説明し得ていないため、説得力に欠ける。そもそも反論が1号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「1号に該当する理由は1号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。そもそも、本件処分の公文書が真に1号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されていないため、1号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

- E 開示された情報によれば、非開示情報は弁護士資格を持つ弁護士及びその事務所の情報であり、弁護士資格においてなされた公務行為に関する情報の一部と推測される。

弁護士の弁護活動において発生する守秘義務は、依頼人との関係において発生するものであって、弁護士職と実施機関との間に発生するものではない。

実施機関によって非開示と判断されている情報は、弁護士の依頼人に関する情報ではなく、あくまでも依頼を受けたと推測される単なる一有資格者の情報にすぎないから、係る情報を非開示にするとすれば、弁護士職としての行為と一般人の私的行為を同一視することになり、諸法令及び情報公開の理念に照らして失当である。したがって、1号情報とは考えられないから、本件処分は不当である。

実施機関は、1号に該当すると認められたから行った処分であり、個人の職業及び職務のいかんを問わずに行った処分であるため、申立人の主張には理由がないと反論しているが、1号に該当することの「明らか」さを何ら説明し得ていないため、

説得力に欠ける。そもそも反論が1号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「1号に該当する理由は1号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。

1号でいう「通常の」とは、私的センシティブ情報のみを指すものであり、北海道議会知事職の交際費が一般道民の交際費とは区別され公開されているのと同様、有資格者による有資格上の公務活動は秘匿すべき「通常の」とは私的センシティブ情報には含まれない。

弁護士法上の有資格者による有資格上の公務活動であるという考慮すべき点を無視するという実施機関の不作为によって、有資格者による有資格上の公務活動と一般人の「通常の」私的センシティブ情報を同一視する結果となり、1号の「通常他人に知られたくないと認められる」情報の解釈を不当に拡大解釈している。

1号には「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」という非開示処分に対する除外規定が明示されており、弁護士法上の有資格者による有資格上の公務活動は明らかにこの除外規定に該当するため、1号情報とはなりえない。そもそも、本件処分の公文書が真に1号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されていないため、1号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

F 育成条例第36条に基づく一般通報制度(以下「一般通報制度」という。)は、他のすべての制度に優先して認められ保護されるべき絶対的な制度ではなく、その運用には自ずと限界があり、少なくとも通報者の情報の秘匿を悪用した濫用は許されないと考えるべきである。

申立人が独自に調査したところ、当該文書に係る法律事務所の一般通報は、通報において個別指定されるべきと目された図書類の出演関係者の依頼に基づくものであったことを推測させる事実が、関係者の証言により判明した。

さらに、一般通報した法律事務所に対してそれを要請した当該出演関係者は、自己の都合によって出版を妨害し、出版契約を放棄させる目的で個別指定を求めていたと推測されるとの関係者の証言も判明している。係る事実は、個人的で利己的な目的を達成させるために、一般通報制度が使われたことを推測させる証拠であり、この制度が、立法者が意図しない形で制度の濫用がなされた可能性を示すものである。

実施機関の一部非開示措置は、当該制度の濫用者の濫用を隠匿するばかりか、こうした濫用を促しかねない危険な措置であり、係る措置が情報公開審査会の追認によって定着するとすれば、自己利益のための一般通報制度の濫用が一層増加し、結果的に育成条例の目的が著しく失する結果となることは明らかである。1号でいう「通常」とは、青少年の利益を目的になされた一般通報のみが対象であり、それ以外の利己的目的などに基づく一般通報制度の濫用は「通常」の利用とはいえない。したがって、1号情報とは考えられないから、本件処分は不当である。

なお、通報事案は育成部会で審査されるから、通報内容いかんにかかわらず育成条例上問題なく運用されるため非開示とできるとの行政無誤論的立場は、道民には見解の相違があり、失当であるとする。

実施機関は、1号の「通常」とは、社会通念上他人に知られたくないと思うこと

が通常であると認められると解され、1号に該当すると認められることから行った処分であると反論しているが、社会通念上他人に知られたくないと思うことが通常であると認められるのであればなおさらのこと、社会通念上知られたいという動機によって通報がなされるのであるから、社会通念的に判断して、1号の「通常」には該当しない。1号に該当すると認められる根拠を示しておらず、実施機関独自の不当な解釈であると認められるので、実施機関の反論には理由がない。そもそも反論が1号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「1号に該当する理由は1号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。

また、実施機関は、育成条例第36条は、同条例の円滑、適切な実施を図るために一般からの申出による協力の制度について定めたものであり、さらに有害指定の対象は、この申出により寄せられた情報に限定されるものではないから申立人の主張には理由がないと反論しているが、同条の解釈において、1号が想定する善良な一般人と悪意の条例濫用者を含む得る通報者を結果的に同一視することになるが、そのような混同解釈は社会通念あるいは一般常識的に考えて不当である。また、1号が想定する善良な一般人と悪意の条例濫用者を含む得る通報者を結果的に同一視することになるが、同条及び公開条例の「通常」とは、悪意の条例濫用者の利益を当然に排除すると考えるべきであるから、1号には該当しない。さらに、1号が想定する善良な一般人と悪意の条例濫用者を含む得る通報者を結果的に同一視することになるが、同条が同条例の円滑適切な実施を図るためであると実施機関が判断しているのならなおさらのこと、悪意の条例濫用者を含む得る通報情報が非開示処分によって検証不能となるなら、同条の運用において「適切」さを欠く可能性を残す結果となるのは当然であり、実施機関の判断は実施機関自らの主張によって否定されている。

同条が実施機関が述べるとおり「一般からの申出による協力の制度」であるならばなおさらのこと、道民自身が検証可能な開示対象情報とすることによって、悪意の条例濫用者による通報であるか否かを精査可能な状態を確保することは、常識的な判断として要請され、公開条例の「道民による行政参加と監視の観点から、情報の公開の重要性がますます高まっており、公文書の開示制度に加えて情報提供の積極的な推進など情報公開制度全般にわたる一層の整備、充実が求められている」という前文規定上からも要請されるから、否定される。

有害指定の対象が一般通報の情報に限定されるものではないと仮定しても、一般通報情報によって有害指定の対象となり得るし、現にこれまで情報公開請求に基づき開示された通報情報（平成14年9月19日付広報公聴第1-223号によって示される通報）によって雑誌「」が有害指定図書類として指定がなされている。係る事実がある以上、実施機関の反論には理由がない。

一般通報制度が、立法者が意図しない形で制度の濫用がなされたという疑惑が、非開示処分によって検証不可能になれば、「青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、その健全な保護育成を図る」ことを目的とした育成条例の目的を阻害しかねず、同条例の通報制度に賛成の立場の道民にとっても望まない条例運用となり得る。そもそも、本件処分の公文書が真に1号に該当すると判断された公文書情

報が証拠として実施機関から提示されていないため、1号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

- G 実施機関によって非開示と判断される情報の秘匿によって得られる通報者の利益は、開示によって得られる一般通報制度の公正性の確保などの公益とを比較考量した場合、同制度の公正性の確保が優先されるべきと考えられる。公益の実現を害するような情報の秘匿の必要性は、1号でいう「通常」の必要性とは考えられない。したがって、1号情報とは考えられないから、本件処分は不当である。

実施機関は、1号の「通常」とは、社会通念上他人に知られたくないと思うことが通常であると認められると解され、1号に該当すると認められることから行った処分であると反論しているが、今回の開示対象がそうであるように、一般人の社会通念として当然公開されるべき情報が非開示処分の対象となることは、1号を適切に運用しているとはいえない。社会通念上他人に知られたくないと思うことが通常であると認められるのであればなおさらのこと、社会通念上知られたいという動機によって通報がなされるのであるから、社会通念的に判断して、1号の「通常」には該当しない。1号に該当すると認められる根拠を示しておらず、実施機関独自の不当な解釈であると認められるので、実施機関の反論には理由がない。そもそも反論が1号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「1号に該当する理由は1号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。

また、実施機関は、公開条例11条による公益上の必要による開示の規定については、本件の場合の情報を開示することが公益上必要であるとまでは認められないため、申立人の主張には理由がないと反論しているが、本件の場合の情報を開示することが公益上必要であるとまでは認められないという判断を採用する場合、事実上、同条による公益上の必要による開示の規定が空文化することになり、同条例の趣旨を否定するような条例解釈は、道民にとって常識的にも社会通念上も認めがたい解釈である。

本件公文書開示請求は、育成条例上、実施機関が適法妥当な道政運営を行っているかを開示公文書によって直接監視する市民自治の観点から請求したものである。民法の家族法などを引用するまでもなく、青少年の健全育成は、実施機関のみによって実現されるべきでなく、道民・社会各層の協働によって実現されるべきものであり、実施機関の情報をもとに道民・社会各層の協働を促進する意味でも、本件開示請求を認めることによって一般通報制度の公正性の確保が優先されるべきと考えられる。そもそも、本件処分の公文書が真に1号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されていないため、1号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

- H 一般通報制度の通報者は、通常、青少年の利益の為に活動するボランティアであると一般的に考えられ、一般的にみて肯定的に評価されるべき行為の行為者であることから、その行為を秘匿すべき不利益があるとは考えられない。したがって、1号情報とは考えられないから、本件処分は不当である。

なお、通報事案は育成部会で審査されるから通報内容いかんにかかわらず育成条例上問題なく運用されるため非開示とできるとの行政無誤論的立場は、道民には見

解の相違があり、失当であると考える。

実施機関は、1号に該当すると認められることから行った処分であり、申出の行為に対する評価のいかんを問わないため、申立人の主張には理由がないと反論しているが、1号に該当すると認められる根拠を示しておらず、実施機関独自の不当な解釈であると認められるので、実施機関の反論には理由がない。そもそも反論が1号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「1号に該当する理由は1号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。1号の「通常他人に知られたくないと認められる」情報の該当性解釈において、一般人の常識的な判断としての申出の行為に対する評価が、「通常」であるか否かを左右する問題であることから、係る観点を無視して一般人の常識的な判断としての申出の行為として、不適格ではないかとの疑義がある情報につき、1号を適用した実施機関の判断は、不適格である。そもそも、本件処分の公文書が真に1号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されていないため、1号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

- I もし、実施機関によって非開示と判断される情報を非開示にした場合、育成条例第36条の運用に関し、その本来の立法理由に照らし適法妥当な運用がなされているかを道民が検証することが困難又は不可能になるおそれがある。係る条例の適正運用の妥当性を道民の情報公開活動により検証できなくなるおそれがあるとすれば、北海道における民主主義の実現、道民の知る権利の実現、道民の道政参政権が侵害されるおそれがある。

民主主義の実現、知る権利の実現、参政権が著しく侵害され得る情報を、秘密にしておかなければならない理由は、「通常」は存在しない。したがって、1号情報とは考えられないから、本件処分は不当である。

実施機関は、開示請求に応じる場合、公開条例に定める要件が整うことが必要であり、請求に対し無条件に開示に応じるものではなく、本件は1号に該当すると認められることから行った処分であるため、申立人の主張には理由がないと反論しているが、申立人は無条件に応じるべきとは主張しておらず、係る前提は実施機関の憶測によるミスリードにすぎない。本件請求は、同条例に定める開示要件が整っているという前提で請求されたものであるから、同条例に定める要件が整っていないとの前提に基づく実施機関の主張には理由がない。

同条例第1条は、「この条例は、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定、開かれた道政を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した道政の発展に寄与することを目的とする」と規定されているように、理念を示した規定であり、目的に合致する場合は1号の規定の存在ないしその解釈いかんにかかわらず、情報を開示しなければならないことを示しているから、実施機関の主張には理由がない。そもそも反論が1号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「1号に該当する理由は1号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。そもそも、本件処分の公文書が真に1号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されていないため、1号に該当するという

実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

- Ｊ 育成条例第 36 条の運用において、不適切な運用又は濫用がなされた場合、憲法が定める言論の自由、表現の自由、出版の自由、営業の自由、検閲の絶対的禁止に抵触するおそれがある。今回の情報公開請求は、係る観点から、複数の表現者、メディア関係者、人権擁護者の危惧を考慮して、青少年の健全な育成に配慮しつつ実施されたものである。

精神的自由権や国民の情報権、その他民主主義の前提となる国民の基本的人権を侵害するおそれがある行政活動等を、情報公開制度によって監視することは、申立人はもとより、一般の国民としても憲法第 12 条の「国民の国民による自由及び権利の不断保持義務」の遂行上、必要な事柄である。国民の民主主義環境に悪影響を及ぼし得る憲法上無効な行為と疑われる情報を、国民が積極的に秘匿しなければならない理由は、「通常」は存在しない。仮に、国民が国民の民主主義環境に悪影響を及ぼし得る憲法上無効な行為と疑われる情報を、国民が積極的に秘匿しなければならない理由があったとしても、正義の実現を職務とする弁護士が国民の民主主義環境に悪影響を及ぼし得る憲法上無効な行為と疑われる情報を積極的に秘匿しなければならない理由は、「通常」は存在しない。したがって、1 号情報とは考えられないから、本件処分は不当である。

なお、「通報事案は育成部会で審査されるから通報内容いかにかわらず育成条例上問題なく運用されるため非開示とできる」との行政無誤論的立場や「実施機関の判断は道民の常識的判断である」などの専断的立場は、道民には見解の相違があり失当であると考えられる。

実施機関は、公開条例の適用によって憲法遵守義務に反する指摘については一切反論しなかった上で、1 号に該当すると認められることから行った処分であるため、申立人の主張には理由がないと反論しているが、憲法第 98 条は「この国の憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、勅命及び国務に関するその他一切の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と規定し、第 99 条において「公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う」とあるとおり、公の機関である実施機関は憲法に矛盾なく条例を適用あるいは不適用しなければならない。そもそも反論が 1 号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「1 号に該当する理由は 1 号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。そもそも、本件処分の公文書が真に 1 号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されていないため、1 号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

- Ｋ 諸法令の義務（道民の知る権利の保護義務、道政活動の説明を全うする義務、公開性向上義務、道民参加促進義務、信頼性向上義務、開かれた道政の推進義務、公文書開示義務、公益上の必要の開示義務、情報提供の総合的推進義務、広報広聴活動充実義務、資料の積極的提供義務、会議の原則公開義務、会議決定に基づく非公開決定義務、会議非公開の理由明示義務、議事要旨公開義務、会議結果公開義務、道民との情報共有義務、道民の道政参加機会拡大義務、道民ニーズ対応義務、道政改革義務、道民信頼応答義務、道民に対する道政説明義務、道民信頼応答義務、道民の道政参加機会拡大義務、道政透明性向上義務、道民への説明責任義務、公文書



適正開示義務、道政情報積極提供義務、条例の趣旨に基づく法令解釈運用義務、道民協働積極推進義務、道政基本理念及び道政基本原則に基づき道政を推進する責務、道政基本理念及び道政基本原則に基づき職務を遂行する責務、国民主権原則、民主主義原則、基本的人権の享有、幸福追求権、公共の福祉に基づく個人情報保護の制限、租税立法主義、法定手続に基づく個人情報保護の制限、法令条件に基づく課税、将来における基本的人権の享有の保障、憲法の最高法規性、違憲行為の無効、公務員の憲法尊重擁護義務)の全部又はいずれかに違反する。よって本件処分は不当又は無効である。

実施機関は、1号に該当すると認められることから行った処分であるため、申立人の主張には理由がないと反論しているが、そもそも反論が1号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「1号に該当する理由は1号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。そもそも、本件処分の公文書が真に1号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されていないため、1号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

また、実施機関は、公開条例前文、第10条、第21条、第25条、第26条の規定は、10条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報に該当しないことを前提としており、11条については公益上必要であるとまでは認められないと反論しているが、同条例が非開示が原則であるという前提であり、開示は例外であるとする本末転倒した認識である。同条例10条第1項各号又は第2項各号の規定こそが、条例前文、第10条、第21条、第25条、第26条の規定を前提にしてつくられたという立法者の立法趣旨に反し、諸法令解釈に照らして転倒した「前提」に関する認識を持っていると考えられる。10条第1項各号又は第2項各号は、他のいかなる法令に優先されるべき最高法規ではなく、他のいかなる法令に優先して適用される法令上の根拠は存在せず、実施機関独自の解釈にすぎない。

実施機関の反論が妥当だと仮定すると、住民自治の主権者である道民による北海道行政への監視・制御が不可能になることが是となり、公開条例の立法趣旨と矛盾する。同条例10条第1項各号が公正・適法・妥当に適用されているかどうかを開示文書によって監査することは、同条例の前文「近年、地方分権の推進など道政を取り巻く環境が大きく変化し、道民による行政参加と監視の観点から、情報の公開の重要性がますます高まっており、公文書の開示制度に加えて情報提供の積極的な推進など情報公開制度全般にわたる一層の整備、充実が求められている。新しい情報公開制度は、だれもが知りたいときに自由に知り得るよう知る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、及び道民参加を促進するものでなければならない。」という規定の趣旨にあるとおり公益に合致している。もし、行政機関の道民監査が公益上必要ないというへ理屈が偏狭な公開条例の解釈によって通用するという前提が生まれるのだとすれば、道民の行政に対する不信・拒絶、行政機関により指導の拒否、ルールの逸脱はこれまで以上に増大することになり、係る秩序の混乱をもたらし得る条例解釈は当然に認められない。

さらに、実施機関は、憲法前文、第11条、第13条、第30条、第31条、第

84条、第97条、第98条、第99条が規定と公開条例適用とのかかわりについて制度の理解できず、基本条例前文、第1条、第2条、第3条、第12条、第16条、第20条、第21条については、制度の具体的な運用は個別の条例に基づき行うことになるため、申立人の主張には理由がないと反論しているが、憲法についてはその条文を読むことで足り、憲法と条例との整合性に関する申立人の主張を単純に理解できない実施機関の単なる法令認識能力、読解能力、解釈能力の問題であり、実施機関の条例解釈の能力に欠陥があることの証左である。また、制度の具体的な運用は、基本条例前文、第1条、第2条、第3条、第12条、第16条、第20条、第21条を前提としてなされなければならないという点を考慮しておらず、基本条例と実施機関の本件処分の間で生ずる法的又は政策的のいずれかひとつ又はその両方の矛盾するとの指摘につき、反論がなかった。よって、いずれも実施機関の主張に正当な根拠があるとの反論になり得ていない。なお、諸法令の全部又はいずれかの規定よりも公開条例第10条第1項が優先して適用されるとの主張は、法的根拠がなく、実施機関独自の主張であり認められない。

- L 一般通報制度は、他のすべての制度に優先して保護されるべき絶対的な制度ではなく、その運用には自ずと限界があり、少なくとも通報者情報の秘匿性を悪用した制度の濫用は許されないと考えるべきである。同制度は、出版者、流通者、創作者など図書類利害関係人にとって自社の図書類が個別指定の対象となれば不利益となるが、他社の図書類が個別指定の対象となれば、指定を受けた会社以外の図書類利害関係人にとって利益となる場合がある。そのため、自己の営業利益等を目的にして、青少年の健全育成という目的を騙<sup>かた</sup>って、他社の図書類を個別指定させるため同制度を濫用するおそれがあるが、係る濫用によって個別指定がなされるとすれば、それは育成条例が想定する「通常」の事態とはいえない。

1号でいう「通常」とは、本件一般通報制度に関する情報の場合、青少年の利益を目的になされた一般通報制度の利用のみがその対象であり、それ以外の利己的目的に基づく同制度の濫用は『通常』の利用とはいえず、1号の保護法益対象外である。したがって、1号情報とは考えられないから、本件処分は不当である。

なお、通報事案は育成部会で審査されるから通報内容いかにかわらず育成条例上問題無く運用されるため非開示とできるとの行政無誤論的立場は、道民には見解の相違があり、失当であると考ええる。

実施機関は、1号でいう「通常」とは社会通念上知られたくないと思うことが通常であると認められると解され、本件は1号に該当すると認められることから行った処分である反論しているが、今回の開示請求がそうであるように、一般の社会通念として当然公開されるべき情報が非開示処分の対象となることは、先に述べたとおり、1号を適切に運用しているとはいえない。社会通念上他人に知られたくないと思うことが通常であると認められるのであればなおさらのこと、社会通念上知られたいという動機によって通報がなされるのであるから、社会通念的に判断して、1号の「通常」には該当しない。1号に該当すると認められる根拠を示しておらず、実施機関独自の不当な解釈であると認められるので、実施機関の反論には理由がない。そもそも反論が1号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「1号に該当する理由は1号に該当するためである」というトー

トロジーにほかならず、説明になっていない。

また、実施機関は、育成条例第36条は、条例の円滑、適切な実施を図るために一般の申出の協力について定めたものであり、同条例の有害指定の対象は一般通報制度の申出により寄せられた情報に限定されないから、申立人の主張には理由がないと反論しているが、同条の解釈において、1号が想定する善良な一般人と悪意の条例濫用者を含む得る通報者を結果的に同一視することになるが、同条及び公開条例の「通常」とは、悪意の条例濫用者の利益を当然に排除すると考えるべきであるから、1号には該当しない。さらに、1号が想定する善良な一般人と悪意の条例濫用者を含む得る通報者を結果的に同一視することになるが、同条が同条例の円滑適切な実施を図るためであると実施機関が判断しているのならなおさらのこと、悪意の条例濫用者を含む得る通報情報が非開示処分によって検証不能となるなら、同条の運用において「適切」さを欠く可能性を残す結果となるのは当然であり、実施機関の判断は実施機関自らの主張によって否定されている。

同条が実施機関が述べるとおり「一般からの申出による協力の制度」であるならばなおさらのこと、道民自身が検証可能な開示対象情報とすることによって、悪意の条例濫用者による通報であるか否かを精査可能な状態を確保することは、常識的な判断として要請され、公開条例の「道民による行政参加と監視の観点から、情報の公開の重要性がますます高まっており、公文書の開示制度に加えて情報提供の積極的な推進など情報公開制度全般にわたる一層の整備、充実が求められている」という前文規定上からも要請されるから、否定される。

有害指定の対象が一般通報の情報に限定されるものではないと仮定しても、一般通報情報によって有害指定の対象となり得るし、現にこれまで情報公開請求に基づき開示された通報情報（平成14年9月19日付広報公聴第1-223号によって示される通報）によって雑誌「」が有害指定図書類として指定がなされている。係る事実がある以上、実施機関の反論には理由がない。

一般通報制度が、立法者が意図しない形で制度の濫用がなされたという疑惑が、非開示処分によって検証不可能になれば、「青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、その健全な保護育成を図る」ことを目的とした育成条例の目的を阻害しかねず、同条例の通報制度に賛成の立場の道民にとっても望まない条例運用となり得る。そもそも、本件処分の公文書が真に1号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されていないため、1号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

M 1号に該当する個人の氏名、Eメールアドレス、住所、特定の個人が識別され得る記述と実施機関において判断される情報、とりわけ平成14年9月25日付け総第793号の別添通報文書の当該情報は、その前後の開示部分の情報内容から推測して、一般通報制度の通報理由及びその根拠となる情報を含んでいると思われる。当該情報は、育成条例第36条に基づく一般通報制度としての適格性や個別指定制度の運用の妥当性、公益性等を総合的に判断する上で必要な情報であり、当該情報が公開されなければ、一般通報制度、個別指定制度の運用実態を道民が正確に理解し検証することは困難である。

条例の一般通報制度の適正適法性の検証を妨げるような「他人に知られたくない」

通報は、同制度の運用上「通常」の通報とは考えられない。したがって、1号情報とは考えられないから、本件処分は不当である。

なお、青少年健全育成のために出版物の流通の規制を求める一般通報制度を犯罪捜査と同一視することは、治安目的と教育環境目的を不当に混同することになり、同制度の審査において不利益当事者の抗弁権、求釈明権、準抗告権など司法手続が存在しないことから、失当である。

また、通報事案は育成部会で審査されるから通報内容いかんにかかわらず育成条例上問題なく運用されるため非開示とできるとの行政無誤論的立場は、道民には見解の相違があり、失当であるとする。

実施機関は、開示請求に応じる場合、公開条例に定める要件が整うことが必要であり、請求に対し無条件に開示に応じるものではなく、同条例第3条は「1号情報に該当しない限り」公文書を開示しなければならないことを基本としており、本件は1号に該当すると認められることから行った処分であるため、申立人の主張には理由がないと反論しているが、申立人は無条件に応じるべきとは主張しておらず、係る前提は実施機関の憶測によるミスリードにすぎない。本件請求は、同条例に定める開示要件が整っているという前提で請求されたものであるから、同条例に定める要件が整っていないとの前提に基づく実施機関の主張には理由がない。

同条例第1条は、「この条例は、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定め、開かれた道政を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した道政の発展に寄与することを目的とする」と規定されているように、理念を示した規定であり、目的に合致する場合は1号の規定の存在ないしその解釈いかんにかかわらず、情報を開示しなければならないことを示しているから、実施機関の主張には理由がない。

実施機関は公開条例第3条を「1号情報に該当しない限り」公文書を開示しなければならないことを基本とすると理解しているようであるが、同条のどこを読んでも「1号情報に該当しない限り」などという文言は存在しない。存在しない条文を本件処分において勘案・適用することはできない。同条は「公文書の開示を請求する権利を充分尊重するものとする」としているが、実施機関の処分は同条の規定を適切に適用しておらず、同条に違反する。同条では、個人情報への配慮義務規定が規定されているが、同条で「この場合において」との文言が明記されているとおり、個人情報への配慮義務は開示請求権の「十分な」尊重を前提とした規定であり、開示請求権を「十分」に尊重しているとは認められない本件処分において、同条を根拠に非開示処分ができるとした実施機関の判断には理由がない。そもそも反論が1号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「1号に該当する理由は1号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。そもそも、本件処分の公文書が真に1号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されていないため、1号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

N 実施機関によれば、「有害図書の審査にかかわる内容及び今後の有害図書の審査に影響を与える内容が含まれており、当該審査の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められるため」非開示部分の情報は6号情報に該当するとい

うことであるが、同号は「試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画」と例示されているとおり、“秘匿の合理性がある情報”を例示しているのみである。「審議機関の委員名、事務局名」は条例に明記されておらず、また、当該情報は“秘匿の合理性がある情報”とはいえない。したがって、実施機関の処分は6号情報とはいえないし、仮に「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするまでは考えられないから、本件処分は不当である。

なお、一般通報制度は、青少年の健全な育成を目的とした制度であって、司法捜査ではない。したがって、一般通報制度に係る情報を6号でいう「取締り等の計画及び実施要領」に準じたもの、あるいは「取締り等の計画及び実施要領」に類したものの判断は失当である。

実施機関は、6号では「その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報」と例示している情報に類する内容及び性質を有する情報も規定しており、申立人が秘匿の合理性に欠ける理由を明らかにしておらず、本件は同号に該当すると認められることから行った処分であるから、申立人の主張には理由がないと反論しているが、同号の「その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報」をすべて非開示にできるとの解釈は、例外的非開示を一般原則にまで拡張するがごとき常識的に考えて認められない無原則な条例解釈であり、係る歯止めなき無原則な解釈を認めれば、結果的に北海道の公文書の情報公開制度を否定することになるおそれがある。

同号の「その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報」という文言の「その他」は、「試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画」と例示された情報だけが持っている情報の特質に限定され、その例示された情報と同じ特質を持つ情報であると合理的に判断される情報に対してだけ、非開示処分が適用されると考えるべきである。

実施機関の反論は、処分を実施した実施機関に処分の合理性を説明する説明責任があるという視点に欠けており、実施機関の不合理な条例執行の責任を申立人に転嫁することにほかならない。秘匿の合理性の説明責任は、秘匿の合理性に基づき公文書の非開示処分を実施した実施機関にあるのであって、申立人にはない。秘匿の合理性とは、例示された情報と同じ特質を持つ情報であると合理的に判断される「事業プロセス上秘匿しなければ事業が成立しない評価基準や評価情報」に限定され、政策決定過程にかかわる育成部会の審議内容や発言者名などは、例示された情報と同じ特質を持つ情報であると合理的に判断される情報に該当しない。

同号で例示される「試験の問題及び採点基準、検査」などの情報は、試験のカンニングや土地買い占めなど、公文書が開示されることで公開される情報評価の公正性が損なわれるおそれがある情報に限定されている。本件において実施機関が非開示とした情報は、開示されたとしても評価の公正性を損なうものとまではいえないし、もし公開することによって評価の公正性を損なうと判断されるとすれば、別な公文書において既に委員名が公開されているという事実によって、既に評価の公正性が損なわれているということを実施機関自身が認める結果となり、条例解釈運用に矛盾が生じる。そもそも反論が6号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「6号に該当すると判断した理由は6号に該当する

ためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。そもそも、本件処分の公文書が真に6号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されないため、6号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

- 6号に該当する育成部会の議決状況、委員名、事務局名と実施機関において判断される情報は、同号によれば「事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」に限って非開示対象とするものであり、「審議機関の委員名、事務局名」はこれに該当しない。したがって、実施機関の処分は6号情報とはいえないし、仮に「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとはまでは考えられないから、本件処分は不当である。

実施機関は、6号情報に該当するとして行った処分であり、当該審議会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められるため、申立人の主張には理由がないと反論しているが、そもそも反論が6号に該当する理由となされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「6号に該当すると判断した理由は6号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。そもそも、本件処分の公文書が真に6号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されないため、6号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

通常人の一般的な常識判断あるいは社会通念上、審議機関の委員名や事務局名を公開することが、当該審議会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められるとは考えられない。会議の運営は、実施機関の責任において実施されるものであって、申立人やその他の一般人の責任において実施されるわけではないから、これら公開することが、当該審議会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にするとは考えられない。一般人の常識的理解として、これらを公開することによって、「公正さ」が失われるとすれば、公開されなければなおさらのこと、「公正さ」が失われると思われる。審議機関の委員や事務局自身が不公正な活動をしている場合は、当該情報の開示によって、公正に業務を実施しているという、一般の実施機関に対する理解が失われるという意味においては、一般から見た実施機関の「公正さ」が失われる可能性はあるが、その場合の公正さを失わせしめた原因は、当然に実施機関自身に帰すべきであり、当該情報を開示することに原因を帰すことは筋違いであるから、非開示の正当な根拠とはいえない。

当該審議会の円滑な会議の運営を著しく困難にすることの「明らかなさ」を実施機関は何ら実証していない。よって、いずれも、実施機関の主張に正当な根拠があるとの反論になり得ていない。

- P 6号に該当する育成部会の議決状況、委員名、事務局名と実施機関において判断される「審議機関の委員名、事務局名」は、申立人の本件情報公開請求に対し、本件公文書及び別な開示公文書において、育成部会の委員名及び事務局名の公開に実施機関は応じている。同一情報であるにもかかわらず、情報公開にに応じている情報と応じていない情報が同時に存在することは常識的に考えて明かに矛盾し、不合理である。したがって、実施機関の処分は6号情報とはいえないし、仮に「公正若し

くは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとまでは考えられないから、本件処分は不当である。

実施機関は、本件は、当該審議会の委員名及び事務局名そのものではなく、特定の委員の発言内容や議決状況が特定されるため、申立人の主張には理由がないと反論しているが、本件開示文書によれば、実施機関の主張にもかかわらず、現に実施機関は発言内容や議決結果は開示されており、当該審議会の委員名及び事務局名が非開示となっている。仮に委員名及び事務局名そのものではなく、特定委員の発言内容や議決状況が特定されることが問題であるという実施機関の主張に筋を通すのであれば、委員名及び事務局名そのものを非開示とせず、それらを公開した上で、発言内容や議決結果を非開示にすべきであったはずだが、実施機関はそれらを非開示にしていない。実施機関の主張と処分には極めて重大な矛盾があり、到底一般人には理解し難い主張であると断じざるを得ない。そもそも、本件処分の公文書が真に6号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されいないため、6号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

Q 6号に該当する育成部会の議決状況、委員名、事務局名と実施機関において判断される情報は、北海道広報、道職員録、その他一般に公開されている公報資料等によって公開されている情報である。したがって、実施機関の処分は6号情報とはいえないし、仮に「公正著しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとまでは考えられないから、本件処分は不当である。

実施機関は、本件は、当該審議会の委員名及び事務局名そのものではなく、特定の委員の発言内容や議決状況が特定されると認められるため、申立人の主張には理由がないと反論しているが、実施機関の主張には根拠がない。

本件非開示対象部分は、事実として、当該審議会の委員名及び事務局名そのものであり、実施機関が申立人に送付した一部非開示処分決定通知書の別紙にもそう明記されている。委員名、事務局名と実施機関において判断され非開示処分となった情報は、北海道広報、道職員録、その他一般に公開されている公報資料等によって公開されている情報であることを実施機関自身が反論の中で認めている。特定委員の発言内容や議決状況が特定されることは、一般常識的理解として、6号に該当する情報とはいえないし、仮に「公正著しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとまでは考えられない。

R 6号に該当する育成部会の議決状況、委員名、事務局名と実施機関において判断される情報は、一般道民の個人情報ではなく、北海道知事（以下「知事」という。）が任命した特別公務員の公務情報である。知事が任命した公務員名の情報は、知事の権限の委任においてなされる高度な政治的・政策的性格が伴う人事情報である。しかも、当該情報は、政策形成機関の公務における専門家としての発言に付随する情報であって、喫茶店における個人の私的会話や一般公務における会話などの情報とは区別されるべきであり、より高度な公開性が求められる情報と考えるべきである。したがって、実施機関の処分は6号情報とはいえないし、仮に「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとまでは考えられないから、本件処分は不当である。

実施機関は、審議委員の身分のいかんを問わず、6号情報に該当するとして行っ

た処分であるから、申立人の主張には理由がないと反論しているが、審議委員の身分によって6号の該当性判断は変化し得る。本件非開示処分は、審議委員の公的身分として行われた公的活動についての情報に対する処分であり、審議委員の私的発言の情報に対する処分ではない。係る区別は6号の該当性判断において必須のものであるが、実施機関は係る観点を持ち合わせていない。そもそも反論が6号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「6号に該当すると判断した理由は6号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。そもそも、本件処分の公文書が真に6号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されいないため、6号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

- S 6号に該当する育成部会の議決状況、委員名、事務局名と実施機関において判断される情報は、実施機関は「有害図書の審査にかかわる内容及び今後の有害図書の審査に影響を与える内容が含まれており、当該審査の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められるため」としている。

しかし、実施機関によって非開示とすべきと判断される情報の秘匿によって得られる通報者の利益は、開示によって得られる一般通報制度の公正性の確保などの公益とを比較考量した場合、同制度の公正性の確保が優先されるべきと考えられる。同制度の公正性の確保など、公益を満たす情報は、6号でいう「事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にする」情報とは考えられない。したがって、実施機関の処分は6号情報とはいえないし、仮に「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとは考えられないから、本件処分は不当である。

なお、通報事案は育成部会で審査されるから通報内容いかににかかわらず育成条例上問題なく運用されるため非開示にできるとの行政無誤論的立場は、道民には見解の相違があり、失当であると考ええる。

実施機関は、非開示処分の対象となった情報は、育成部会の議決状況、委員名、事務局名であり、一般通報の申立人の情報は非開示処分にしてしているから、公正性の確保という申立人の意図が理解できず、6号に該当すると認められると判断して行った処分であるから、申立人の主張には理由がないと反論しているが、一部非開示処分は、実施機関において判断し実施されるものであるから、実施機関の判断により公正性の確保の観点から開示すべきと思われる情報は、申立人の意図がどうであれ開示すべきである。申立人の意図の無理解は、実施機関の能力の問題である。申立人とは必ずしも意見が一致しない青少年政策の積極推進に賛成している市民ですらも、申立人の不服申立てに賛同し、育成条例の政策とその事業が正しいならばなおさらだれにでもその正しさを検証可能な状態にすべきであると主張し、実施機関の一部非開示処分に疑問を呈している。

育成条例の個別指定制度は、条例上、審議会に諮問と答申を経てなされることになっており。個々の審議状況、発言においては、審議会の委員であることが条例上の必要的要件となっている。仮に、個々の審議状況、発言において審議会の委員でない者が発言していたとすれば、答申結果は条例に基づかないものであったことになり、条例施行の公正さに疑義が生じるから、個々の発言と審議状況の情報は、公



正性の確保の観点から開示され、道民に検証可能な状態にしなければならない。これらの情報が開示されず、道民に検証可能な状態にならないとすれば、真に条例が条例どおりに施行されていることを検証することができないから、条例の施行が道民の不審と疑念を招くことになり、係る事態そのものが道民、特に青少年にとっての有害な育成環境として作用しかねない。そもそも反論が6号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「6号に該当すると判断した理由は6号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。そもそも、本件処分の公文書が真に6号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されいないため、6号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

T 実施機関において非開示とすべきと判断される情報は、育成条例に基づく審議会の活動に関する情報の一部であるが、当該審議会の活動も北海道行政の一部である以上、公開条例・北海道附属機関等の会議の公開に関する指針（以下「公開指針」という。）を遵守する義務がある。公開条例第26条では会議の原則公開義務が規定されており、公開指針2（1）では、会議の非公開は会議における決定が必要的義務であることが規定されており、同指針2（2）では会議非公開の理由を明示する義務を規定するとともに、議事要旨を公開する義務、会議結果を公開する義務が明記されている。

しかし、極めて遺憾なことながら、本件処分では、会議結果の一部を非開示とし、議事要旨の一部を非開示とし、会議非公開を会議で決定されたことも示さず、会議非公開の理由を明示する事もなかった。係る実施機関の対応は、公開指針の各義務に違反し、結果的に公開条例第26条の原則公開義務に違反する結果となっている。

なお、実施機関は「審議会の公開に関する対応方針（以下「対応方針」という。）」を定めているが、同方針2（2）1には「審議会総会については原則公開とする」との規定がある。育成条例における個別指定の諮問機関が審議会と規定されている以上、係る活動に関する情報公開請求に対しては、全部公開すべきである。

なお、対応方針2（2）2には「児童福祉専門分科会（以下「分科会」という。）については原則非公開とする」とあるが、本件一部開示決定の当該非開示部分は分科会ではなく育成部会であり道庁所管上も別組織であることから対応方針2（2）を根拠して一部非開示とすることができるとの判断は失当である。そもそも別件で情報公開請求した分科会に関する情報公開請求に係る公文書開示決定通知書（平成15年8月27日付子ども第366号公文書開示決定通知書）では、対応方針2（2）2では原則非開示となっているにもかかわらず全部公開となっており、対応方針2（2）を根拠として一部非開示とすることができるとの判断は成立しない。

実施機関は、公開条例第26条に基づいた処分ではなく、6号情報に該当するとして行った処分であるから、申立人の主張には理由がないと反論しているが、不服申立理由はまさに26条と6号の衝突する中で、6号を適用した実施機関の判断に矛盾と不合理性が認められると主張したものであり、係る主張に対して説得力のある反論は述べていない。そもそも反論が6号に該当する理由としてなされたもので

あり、つきつめれば実施機関の説明は、「6号に該当すると判断した理由は6号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。そもそも、本件処分の公文書が真に6号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されいないため、6号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

- U 実施機関において非開示とすべきと判断される情報は、育成条例に基づく審議会の活動に関する情報の一部であるが、当該審議会の活動も基本条例などの法令を遵守する義務がある。

基本条例の前文には、道民との情報共有義務、道民の道政参加機会拡大義務、道民ニーズ対応義務、道政改革義務が規定され、第1条及び第2条では道民信頼応答義務、公開性向上義務、道民の道政参加機会拡大義務、道民に対する道政説明義務が規定され、第3条では公開性向上義務、道民への説明責任義務、公文書適正開示義務、道政情報積極提供義務が規定され、第12条では条例の趣旨に基づく法令解釈運用義務が規定され、第16条では道民協働積極推進義務が規定され、第20条では道政基本理念及び道政基本原則に基づき道政を推進する責務が規定され、第21条では道政基本理念及び道政基本原則に基づき職務を遂行する責務が規定されている。審議会の審議情報を一部非開示とすることは、前述の各義務に違反している。実施機関において非開示とすべきと判断される情報は、その活動に疑問を持つ道民だけではなく、その活動を積極的に支持し自ら推進しようとしている道民にとっても、到底納得できる決定ではない。その意味で、基本条例第16条では道民協働積極推進義務に違反しているといえる。

基本条例に違反又は矛盾する実施機関の処分は、6号情報とはいえないし、仮に6号情報であっても基本条例は条例の基本的性格を持つ法令であることから、6号に基づく処分はできないと考えるべきであるし、仮に「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとはまでは考えられないから、本件処分は不当である。

なお、通報事案は育成部会で審査されるから通報内容いかにかわらず育成条例上問題なく運用されるため非開示にできるとの行政無誤論的立場は、道民には見解の相違があり、失当であると考ええる。

実施機関は、基本条例は、道政運営の全般にわたる指針として基本となる理念及び原則を明らかにしたものであり、制度の具体的運用は公開条例に基づき行い、6号情報に該当するとして行った処分であるから、申立人の主張には理由がないと反論しているが、制度の具体的な運用は基本条例前文、第1条、第2条、第3条、第12条、第16条、第20条、第21条を前提としてなされなければならないという点を考慮しておらず、基本条例と実施機関の本件処分の間で生ずる法的又は政策的のいずれかひとつ又はその両方の矛盾するとの指摘につき、反論がなかった。

不服申立理由で指摘した基本条例の規定は、まさに公開条例に基づく個々の運用に対する道民の厳しい批判と不信の増大が極みに達したことをきっかけにして作られた条例であり、公開条例に基づく個々の運用、条文解釈に変更をもたらすために制定された条例である。係る観点を放棄し、基本条例の理念及び原則に適合すると道民に理解されないような公開条例の個々の運用をしていることが、まさに道民が

ら批判を受けている根拠であり、真に道民の声を理解しない実施機関の無反省で傲慢な態度が示されたと考えられる。公開条例の個々の運用は、理念及び原則に適合するように運用されるべきであって、同条例の個々の運用実態に合わせて理念及び原則を解釈する実施機関の判断は、本末転倒であり笑止である。係る噴飯すべき実施機関の極論が、情報公開審査会において追認されるとすれば、脱税に合わせて税法が改正され、犯罪発生に合わせて刑法が改正されることも追認されるべきであろうか。否、道民の一般常識感覚に照らして、断じて認められない。そもそも反論が6号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「6号に該当すると判断した理由は6号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。そもそも、本件処分の公文書が真に6号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されいないため、6号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

- V 育成条例第36条及び同条例第5条第1項第3号の運用において、不適切な運用又は濫用がなされた場合、憲法が定める言論の自由、表現の自由、出版の自由、営業の自由、検閲の絶対的禁止に抵触するおそれがある。精神的自由権や国民の情報権その他民主主義の前提となる国民の基本的を侵害するおそれがある行政活動等を情報公開制度において監視することは、申立人はもとより、一般の国民としても憲法第12条の「国民の国民による自由及び権利の不断保持義務」の遂行上必要な事柄である。

国民の民主主義環境に悪影響を及ぼし得る憲法上無効な行為と疑われる情報を公務員が秘匿しなければならない公務は「公正若しくは円滑な実施」ではあり得ない。したがって、6号の「公正若しくは円滑な実施を著しく困難にする情報」とは考えられないし、仮に「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場合があるとしても「著しく」困難にするとまではいえないから、本件処分は不当である。

実施機関は、憲法規定に抵触するおそれの理由を明らかにしておらず、6号情報に該当するとして行った処分であるから、申立人の主張には理由がないと反論しているが、仮に育成条例第36条及び同条例第5条第1項第3号の運用において、不適切な運用又は濫用がなされていることを公文書開示によって検証できないとすれば、その部分において不適切な運用又は濫用を道民によって阻止できないことになり、利己的目的で一般通報が利用され、その結果として正常な出版流通活動が阻害され、育成条例の目的に合致しない出版流通規制が実施される結果となり得る。そして、実施機関において受理された一般通報に、利己的目的によって一般通報制度が利用されたと推測される情報があり、育成条例の公正適切な施行に疑問が生じている点も、不服申立理由において説明したとおりである。係る事態は憲法が想定する民主主義原理、国民主権原理、基本的人権原理に反する。そもそも反論が6号に該当する理由としてなされたものであり、つきつめれば実施機関の説明は、「6号に該当すると判断した理由は6号に該当するためである」というトートロジーにほかならず、説明になっていない。そもそも、本件処分の公文書が真に6号に該当すると判断された公文書情報が証拠として実施機関から提示されいないため、6号に該当するという実施機関の主張の信憑性に疑問がある。

## イ 280事案

次のAからRまでの理由の全部又はいずれか一つが該当しているため。

A 実施機関は公開条例第18条に基づく意見書の提出機会を本件に関係する第三者に付与し、又は第三者本人が開示を拒否している意思表示を行った旨を申立人に説明していない。

意見書提出の機会に基づく反論が第三者からなされていない状況では、第三者が開示に反対の意思表示を示していると申立人が判断できないことから、本件処分は不当である。

B 6号は、公開指針、公開条例及び基本条例並びに憲法の趣旨に違反又は矛盾するため無効であることから、本件処分は不当である。

C 6号は、公開指針、公開条例及び基本条例並びに憲法の趣旨に違反又は矛盾し無効であると考えるが、仮に無効とまではいいえないにしても、これら諸法令の趣旨に照らして適用すべきでないので、本件処分は不当である。

D 6号に該当とした非開示理由を「有害図書の審査にかかわる内容及び今後の有害図書の審査に影響を与える内容が含まれており、開示することにより、反復して行われる当該審査の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められる」としているが、非開示で得られる実施機関の利益より、開示により得られる実施機関の事務の公正性の確保などの公益が優先されるべきである。

実施機関の利益が確保されても実施機関の事務の公正性が確保されなければ、不公正な事務の利益が確保される可能性があり、このような可能性が否定できない以上、実施機関の事務の公正性の確保などの公益を満たし得る情報は、6号の「事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にする情報」とは考えられない。

処分は、6号の「事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にする」情報とはいえないし、仮に、「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとは考えられないので、本件処分は不当である。

E 非開示で得られる実施機関の利益が、道民の利益となっているか否かの政策的価値判断自体を妨げる結果を招くような当該審議会に関する事務は、道政参政権を侵害し、6号の「道又は国等の事務又は事業」と認められない。

したがって、6号に基づく本件処分は不当である。

F 非開示とした議決状況及び発言した委員名、事務局名、委員名が特定される記述は、6号の「試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画」とは考えられないため、6号に基づく本件処分は不当である。

G 非開示とした議決状況及び発言した委員名、事務局名、委員名が特定される記述は、6号の「開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせる」情報とは考えられないため、本件処分は不当である。

H 非開示とした議決状況及び発言した委員名、事務局名、委員名が特定される記述は、6号の「将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を困難にする」情報とは考えられないため、本件処分は不当である。

I 仮に非開示処分の場合、育成条例の運用が適法妥当に行われているかを検証するこ

とが困難又は不可能になるおそれがあり、これは、北海道における民主主義の実現、道民の知る権利の実現及び道政参政権が侵害されるおそれを招くことになる。

このような民主主義の実現などが侵害され得る情報を非開示としなければならない動機は、「公正又は円滑」な「道又は国等の事務」ではないことから、本件処分は不当である。

- J 6号は「試験の問題及び採点基準、検査、取締役等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画」と秘匿の合理性がある情報を例示しているのみだが、当該審議会の答申に係る事務や審査、政策的検討や政策の策定に関する事務の情報を道民に秘匿しなければならない合理的理由は存在しない。

また、「当該審議会の委員名、事務局名」は前記の例示に明記されていない。

当該審議会委員の活動は知事に答申を出す権限のある者の活動であり、高度な情報公開が求められるため、秘匿の合理性を充たす情報とは認められないので、6号情報とはいえないし、仮に「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとは考えられないことから、本件処分は不当である。

なお、図書類の有害指定は青少年の健全育成を目的とする行政制度であり、捜査活動ではなく、準抗告制度などの告発の制限、防御などによる司法的権利確保制度は存在しないので、6号の「取締役等の計画及び実施要領」に準じたあるいは類したものの判断は失当である。

- K 6号は「事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にする」と認められるもの」に限って非開示対象とするので、本件非開示とした「当該審議会の議決状況、委員名、事務局職員名」は該当しない。

6号の「公正」は道民にとっての公正であり、情報公開が確保されてこそ、この「公正」さは確保され得る。

当該審議会の議決状況や委員の審査・討論は政策的な意思決定にかかわる政策的な事務であり、客観的基準が存在する職員採用試験の出題作成や採点活動とは情報の質が異なるため、6号の「事務若しくは事業」に類する事務とは考えられない。

仮に、「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとは考えられないことから、本件処分は不当である。

- L 「当該審議会の委員名、事務局名」は本件公文書及び別な公文書において開示に依りており、同一情報にもかかわらず矛盾した対応となるのは不合理であるので、6号情報とはいえない。

仮に、「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとは考えられないことから、本件処分は不当である。

- M 「当該審議会の委員名、事務局名」は一般に公開されている情報であるので、公開され第三者に既知となっている情報を非開示とする合理的な理由は存在しない。

したがって、6号情報とはいえない。

仮に、「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとは考えられないことから、本件処分は不当である。

- N 非開示情報は、知事が任命した特別公務員の情報であり、このような情報は高度な政治的・政策的性格を伴う情報であり、その活動は主権者である道民の信託にお

いてなされるべきである。

更に、この情報は青少年の健全育成や報道出版言論表現活動に関する専門家としての発言に付随するものであり、これらの発言は公務上専門家としての責任が問われる。

したがって、これらの発言は個人の私的会話と区別され、より高度な公開性が求められるため、6号情報とはいえない。

仮に、「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとまでは考えられないことから、本件処分は不当である。

O 当該審議会活動は、公開条例及び公開指針を遵守する義務がある。

公開条例第26条では「会議の原則公開義務」を規定しており、同指針2(1)では、非公開は会議における決定が必要と規定され、同指針2(2)では、非公開の理由の明示、議事要旨の公開、会議結果の公開が明記されているが、会議結果及び議事要旨の一部を非開示とし、非公開を会議で決定したことも示さず、非公開の理由を明示することもなかった。

このような対応は、同指針の各義務に違反し、ひいては公開条例第26条の原則公開義務に違反する結果を招いている。

対応方針では、総会は原則公開としているので、育成条例で規定している諮問機関は審議会と規定している以上、審議会活動はすべて公開すべきである。

同対応方針では、分科会を原則非公開としているが、当該審議会はこの分科会ではなく育成部会である。

更に、別件で開示請求した分科会に関する情報は、非公開であるにもかかわらずすべて開示しており、同対応方針を根拠に一部非開示にできるとの判断は失当である。

会議は、制度上原則公開すべきであるにもかかわらず、会議の情報が非開示となるのは矛盾しており不合理であるので、6号情報とはいえない。

仮に、「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとまでは考えられないことから、本件処分は不当である。

P 当該審議会活動は、基本条例を遵守する義務がある。

基本条例前文、第1条、第2条、第3条、第12条、第16条、第20条、第21条では、道民との情報共有義務などが規定されており、本件処分はこれらの義務に矛盾し違反するおそれがある。

本件非開示情報は、当該審議会活動を積極的に指示し、自ら推進・協働しようとする道民にとって必要な情報であることから同条例第16条の道民協働積極推進義務に違反している。

本件処分は、このように同条例に矛盾又は違反しているため、6号情報とはいえない。

仮に、6号情報といえたとしても、同条例は道の条例の基本法的性格を持つ条例であることから、6号に基づく処分はできない。

仮に、「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとまでは考えられないことから、本件処分は不当である。

R 本件非開示情報は、育成条例制定当時、立法者により道民に知らされ得るべき情

報と想定された情報である。

当該審議会には、これまでも、また現状においても言論界関係者の参画が図られている。

言論界からの当該審議会への参画は、行政慣行となっているが、これは育成条例制定当時、青少年の健全な環境整備を行う上で言論表現報道出版などの精神的自由が不当に侵害されないよう調整を図るべきとの配慮から生まれた慣行である。

このことから、言論表現報道出版などの精神的自由が不当に侵害され得る場合、報道機関により審議内容を報道し得ることを前提として報道委員は参画している。

当該審議会活動は道民の言論表現報道出版活動に重大な影響を及ぼす政策的な意思決定を行うことから、このような慣行によりこれまで高度な情報公開状態を維持してきており、これからもこのような状態を確保されなければならない、公開条例上もこのような状態を確保しなければならない。

言論表現報道出版活動に影響を及ぼす政策的意思決定、あるいは民主主義環境に悪影響を及ぼし得る情報を秘匿しなければならない公務は道民にとって「公正若しくは円滑な実施」ではないので、6号に基づく処分はできない。

仮に、「公正若しくは円滑な実施を困難にする」場面があるとしても「著しく」困難にするとまでは考えられないことから、本件処分は不当である。

### 3 実施機関の説明要旨

#### (1) 非開示の理由

##### ア 1号による非開示について

1号において、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報とする旨規定している。

当該公文書は、申出者が某図書について青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料し、その旨の申出を行った文書であることから、当該公文書には、某図書に対する申出者個人の意見や評価が述べられているなど、当該公文書に関する情報は個人のプライバシーに属する情報であり、通常他人に知られたいと認められる。

本件は、このような情報が記録されている公文書であっても、当該公文書から氏名等を削除することにより、特定の個人が識別され得ることなく、かつ、当該公文書の氏名等を削除した部分以外の部分について公文書の開示をしても開示請求の趣旨が損なわれたいと認められるときは、当該公文書の氏名等の個人に関する情報が記録されている部分を除いた部分について公文書の開示を行うよう制度運用すべきとされていることから行った処分である。

このことから、申出者などの個人の氏名、住所、Eメールアドレスは、特定の個人が識別され得る情報であり、特定の個人が識別され得る記述については、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報となると認められるため、これらは1号に規定する非開示情報に該当するものである。

##### イ 6号による非開示について

6号において、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争

訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報とする旨規定している。

育成条例により有害指定された図書類は、青少年への販売等が禁止されることから、有害指定に関し意見を述べる役割を担う当該審議会は、中立・公平性、判断の適正性の確保が特に要求される。

このようなことから、当該審議会の特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、委員が外部の関係者から自分に対して何らかの働きかけが行われたり、自分個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することをおそれ、また、審議の過程における自己の意見表明がその指定により関係者に何らかの影響を与えることを危惧することも生じ得るのであり、このような心理的影響から自由かつ活発な意見の交換が阻害され、その結果、委員の中立・公平性、判断の適正性自体が損なわれる事態が生じ、当該審議会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることを否定できない。

また、有害指定は育成条例などに規定された客観的な基準に基づき行われるものであるが、図書に記載された表現内容が基準に適合するかどうかを判断するうえで、表現内容に対する委員個人の評価を行わなければならないことから、特に、委員の中立・公平性、判断の適正性を十分に発揮できる環境を確保する必要がある。

したがって、本件非開示部分を開示することにより、上記のとおり、当該審議会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められるため、6号情報に該当するものである。

## (2) 異議申立理由に対する反論

### ア 279 事案

A 申立人は、当然非開示部分の内容を知ることができないため、申立人自身が非開示の妥当性を判断できないこの処分は不当と主張している。しかしながら、本件処分は、前記「非開示の理由ア」(以下「理由ア」という。)のとおり、某図書に対する申出者個人の意見が述べられている個人のプライバシーに属する情報が記録された文書であることから、このような情報が記録された文書は、通常他人に知られたくないと認められるため、申立人の主張には理由がないものである。

B 申立人は、1号の該当情報が、個人の思想、宗教など条文の例示からセンシティブな情報(申立人が用いる表現)に限定されるとし、個人の氏名は単なる個人情報に過ぎないことから、このセンシティブな情報に該当しないと主張している。しかしながら、申立人が主張しているセンシティブ情報とはどのように定義されるのか明らかにされていないが、仮にプライバシーや国家機密など慎重に扱われるべき情報と解すると、本件の場合、前記「理由ア」のとおり明らかに個人のプライバシーに関する情報を含む文書であり、1号に該当すると認められることから、申立人の主張には理由がないものである。

C 申立人は、個人の氏名が公開性の高い情報であるため、1号の情報に該当しないと主張しており、かつ答申第28号の審査会判断も本件に適用するすべきでない旨主張している。しかしながら、答申第28号は、当然本件に適用されることから、



1号の該当性は、主観的判断のいかんを問わず、社会通念上他人に知られたくない情報が否かという客観的な基準により判断すべきである。

本件は、前記「理由ア」のとおり明らかに個人のプライバシーに関する情報を含む文書であり、主観的判断のいかんを問わず、社会通念上他人に知られたくない情報と認められ1号に該当することから、申立人の主張には理由がないものである。

D 申立人は、公開条例第18条に基づき情報が本件公文書に記録されている第三者から反対意見が示されていない状況での非開示処分を不当と主張している。しかしながら、同条は、意見書を提出する機会を与えた第三者に開示決定等について同意権を与えるものではないと解されているので、申立人の主張には理由がないものである。

同条は、開示・非開示を判断するための情報提供を求める規定と解するが、本件の場合、前記「理由ア」のとおり、明らかに1号に該当すると認められることから行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

E 申立人は、育成条例第36条に基づく有害指定に関する一般からの申出を行った弁護士について、この行為が弁護活動としての行為ではないので、1号に該当する情報ではないと主張している。しかしながら、本件の場合、前記「理由ア」のとおり、1号に該当すると認められることから行った処分であり、当該個人の職業及び職務のいかんを問わず行った処分であるため、申立人の主張には理由がないものである。

F 申立人は、本件の場合、育成条例第36条に規定する有害指定に関する一般からの申出を青少年の利益を目的として行わず、利己的な目的による申出を行ったと推測し、このような目的でなされた申出に関する情報を非開示とすることは不当であると主張している。しかしながら、申立人は、1号が規定する「通常」とは、青少年の利益を目的になされた申出に限定され、申出人の利己的目的実現のために行った申出は「通常」の申出とはいえないと主張しているが、1号が規定する「通常」とは、社会通念上他人に知られたくないと思うことが通常であると認められると解するため、申立人の主張には理由がないものである。

本件処分は、前記「理由ア」のとおり、1号に該当するとして行った処分であることから、申立人の主張には理由がないものである。

また、申立人は育成条例第36条の制度を濫用していると主張するが、この条項は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料した興行、図書類又は広告についてその旨を知事、審議会に申し出ることができることと規定し、あくまで、育成条例の円滑、適切な実施を図るために一般からの申出による協力の制度について定めたものである。更に、有害指定の対象は、この申出により寄せられた情報に限定されるものではない。

G 申立人は、育成条例第36条に規定された有害指定に関する一般からの申出について、申出人個人の利益を守るより、申出の制度としての公益性を優先すべきことを根拠に、この公益性を阻害する非開示の必要性は1号の「通常」の必要性とは考えられないと主張している。しかしながら、申立人は、1号が規定する「通常」とは青少年の利益を目的になされた申出に限定され、利己的目的実現のために行った申出は「通常」の申出とはいえないと主張しているが、1号が規定する「通常」と

は、社会通念上他人に知られたくないと思うことが通常であると認められると解されるため、申立人の主張には理由がないものである。

本件処分は、前記「理由ア」のとおり、あくまで1号に該当すると認められることから行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

公開条例第11条では、開示することにより、現に発生しているか又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、身体、健康又は生活を保護するために開示することが公益上必要であると認められるときは公文書を開示するものとする規定しているが、本件の場合、某図書が青少年の健全育成を害するおそれがあると思料した旨の申出を行った者に関する情報であり、この情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活を保護するために公益上必要であるとまでは認められないため、申立人の主張には理由がないものである。

H 申立人は、育成条例の申出が一般的・社会的に評価されるべき行為であることから、1号情報に該当しないと主張している。しかしながら、本件は、前記「理由ア」のとおり、あくまで1号に該当すると認められることから行った処分であり、申出の行為に対する評価のいかんを問わないため、申立人の主張には理由がないものである。

I 申立人は、情報公開による検証が困難になると育成条例第36条の適法妥当な運用に関する検証が困難になるため道政参政権が侵害される。このような侵害をもたらす情報は1号に該当する情報とは考えられないと主張している。しかしながら、公開条例前文では、民主的な道政を確立するため公開条例を制定すると条例制定に当たったの基本的認識や制定の理念を明らかにしているが、公開条例第1条では、公文書の開示を請求する権利は、公文書の開示の請求が条例に定める要件を満たしたものである場合は、閲覧又は写しの求めに応じなければならないと解されているように、開示請求に応じる場合、条例に定める要件が整うことが必要であり、請求に対し無条件に開示に応じるものではないことを規定している。

更に、公開条例第3条では、公開条例第10条第1項各号に掲げる情報に該当しない限り公文書を開示しなければならないことを基本とするとしている。本件は、前記「理由ア」のとおり、あくまで1号に該当すると認められることから行った処分であるため、申立人の主張には理由がないものである。

J 申立人は、仮に、育成条例第36条の申出の濫用が起ると、その濫用は憲法が規定する言論の自由、出版の自由、営業の自由、検閲の禁止に抵触するおそれがあるため情報公開制度を活用した監視が必要であるとし、憲法上疑いをもたれる行為の情報の秘匿理由は通常ないため1号に該当する情報とはいえないと主張している。しかしながら、育成条例において定められた有害指定に関する情報提供が、その申出の目的いかんで憲法が規定する表現の自由などに抵触するおそれがあるかどうかについてはその理由が明らかにされていないが、本件は、前記「理由ア」のとおり、あくまで1号に該当するとして行った処分であるため、申立人の主張には理由がないものである。

K 申立人は、公開指針、公開条例及び基本条例並びに憲法が規定する各種の義務違反のため処分を不当と主張している。しかしながら、本件は、前記「理由ア」のとおり、あくまで1号に該当すると認められることから行った処分であるため、申立

人の主張には理由がないものである。

また、公開条例前文、第1条、第10条、第24条、第25条、第26条の規定は、同条例第3条で定めたとおり対象となる公文書が同条例第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報に該当しないことを前提としており、同条例第11条については、本件の場合、前記「理由ア」から、1号の非開示情報としたもので、この情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活を保護するために公益上必要であるとまでは認められないため、申立人の主張には理由がないものである。

なお、申立人が主張する憲法の前文、第11条、第13条、第30条、第31条、第84条、第97条、第98条、第99条が規定する様々な義務とは、具体的に本件とどのような関連があり、どのような理由により義務違反と主張するのか明らかにされていないが、本件は、前記「理由ア」のとおり、あくまで1号に該当するとして行った処分であるため、申立人の主張には理由がないものである。

基本条例前文、第1条、第2条、第3条、第12条、第16条、第20条、第21条については、道政運営の全般にわたる指針として、基本的となる理念や原則を明らかにしたものであり、制度の具体の運用は個別の条例に基づき行うこととなる。本件は、前記「理由ア」のとおり、あくまで公開条例に基づき行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

公開指針2(1)及び(2)については、公開条例第26条を踏まえ附属機関及びこれに類するものの会議の公開に係る基本的な取扱いを規定しているが、本件は、前記「理由ア」のとおり、あくまで公開条例に基づき行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

- L 申立人は、育成条例第36条に規定する一般からの申出は、当該図書類の利害関係人が自己の営業利益等を目的に利用し、申出を濫用するおそれがあり、このような濫用による有害指定は育成条例が想定する「通常」とはいえない。1号が規定する「通常」は青少年の利益を目的に行われた申出に限定し、利己的な目的でなされた申出に関する情報はこれに含まれないため、非開示にすることは不当である旨を主張している。しかしながら、申立人は、1号が規定する「通常」とは、青少年の利益を目的になされた申出に限定され、申出人の利己的目的実現のために行った申出は「通常」の申出とはいえないと主張しているが、1号が規定する「通常」とは、社会通念上他人に知られたくないと思うことが通常であると認められると解するため、申立人の主張には理由がないものである。

本件は、前記「理由ア」のとおり、あくまで1号に該当すると認められることから行った処分であるため、申立人の主張には理由がないものである。

また、申立人は育成条例第36条の制度を濫用していると主張するが、この条項は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料した興行、図書類又は広告についてその旨を知事、審議会に申し出ることができると規定され、あくまで、育成条例の円滑、適切な実施を図るために一般からの申出による協力の制度について定めたものである。更に、有害指定の対象はこの申出により寄せられた情報に限定されるものではない。

- M 申立人は5番の公文書について、前後の文脈から非開示部分がこの育成条例に基づく申出の根拠を示す内容と推測し、申出の適格性を検証する上で必要な情報であ

るから、この検証を妨げる情報に非開示部分が含まれているとなれば、そのような情報は、育成条例第36条が想定する通常の申出とは考えられず、通常の申出といえないような情報は1号に該当する情報と考えられないと主張している。しかしながら、公開条例前文では、民主的な道政を確立するため公開条例を制定すると条例制定に当たっての基本的認識や制定の理念を明らかにしているが、公開条例第1条では、公文書の開示を請求する権利は、公文書の開示の請求が条例に定める要件を満たしたものである場合は、閲覧又は写しの求めに応じなければならないと解されているように、開示請求に応じる場合、公開条例に定める要件が整うことが必要であり、請求に対し無条件に開示に応じるものではないことを規定している。

更に、公開条例第3条では、同条例第10条第1項各号に掲げる情報に該当しない限り公文書を開示しなければならないことを基本とするとしている。本件は、前記「理由ア」のとおり、あくまで1号に該当するとして行った処分であるため、申立人の主張には理由がないものである。なお以下については本件とどのような関連性があるのか不明である。

- N 申立人は6号が規定する「試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画」を秘匿の合理性がある情報を例示しているのみで、非開示とした「審議機関の委員名、事務局名」は条例に明記されておらず、秘匿の合理性にも欠けるとし、また、仮に公開することにより「公正又は円滑な実施を困難にする」場面があるとしても著しく「困難」になるとは考えられないと主張している。しかしながら、6号では、例示以外にも「その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報」と例示している情報に類する内容及び性質を有するその他の情報も規定しているため、例示に限定すると主張する申立人の主張には理由がないものである。

秘匿の合理性がある情報とはどのような情報と定義するのか申立人は明らかにしておらず、本件の非開示情報がその秘匿の合理性に欠けるとする理由も明らかにしていないが、本件は、前記「非開示の理由イ」(以下「理由イ」という。)のとおり、6号情報に該当し、非開示部分を開示することにより、当該審議会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められるため、申立人の主張には理由がないものである。

- O 申立人は、6号は「当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」に限り非開示対象とするもので、「育成部会の議決状況、発言した委員名、事務局名」はこれに該当しないと主張している。しかしながら、本件は、前記「理由イ」のとおり、6号情報に該当し、非開示部分を開示することにより、当該審議会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められるため、申立人の主張には理由がないものである。
- P 申立人は非開示部分を別な開示文書において開示しているため、矛盾した対応と主張している。しかしながら、本件は、当該審議会の委員名及び事務局名そのものではなく、特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、当該審議会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められるため、6号情報に該当するとして行った処分であるので、申立人の主張に

は理由がないものである。

Q 申立人は非開示部分が一般に公開されている情報であるため6号に該当しないと主張している。しかしながら、有害指定を行った図書名等は公報に登載して周知し、また委員名も公表されているが、本件は、当該審議会の委員名及び事務局名そのものではなく、当該審議会の特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、当該審議会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められるため、6号情報に該当するとして行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

R 申立人は審議会の委員を特別公務員と位置づけ、このような者の発言はより一層高い公開性が求められることから6号情報に当たらないと主張している。しかしながら、本件は、審議会委員がどのような身分であるかのいかに問わず、当該審議会の特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、当該審議会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められるため、6号に規定する非開示情報に該当するとして行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

S 申立人は、非開示により得られる育成条例第36条に基づく申出を行った個人の利益より開示によって得られる申出の制度としての公正性の確保を優先すべきことから、このような制度の公正性を確保すべき情報は6号情報と考えられないと主張している。しかしながら、本件の場合、申出人に関する情報については、1号に該当する情報として非開示処分にしており、6号情報として非開示処分を行ったのは育成部会の議決状況、委員名、事務局名であるので、6号に該当しない理由を申出の制度の公正性を確保すべき情報とした申立人の意図は理解できず、申出の制度としての公正性を確保すべき情報が本件の当該審議会の議決状況、委員名、事務局名とどのように結びつくのかも明らかにされていないが、本件は、あくまでも当該審議会の特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、当該審議会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められるため、6号情報に該当するとして行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

T 申立人は、公開条例第26条の会議の原則公開、また公開指針2(1)に規定する会議の公開・非公開の会議における決定の必要、同指針2(2)に規定する非公開の理由の明示、議事要旨又は会議結果の公開に違反している旨主張している。

また、対応方針の2(2)において、審議会総会については、原則公開とすると定めているのですべて公開すべきである旨も主張している。

更に、同対応方針2(2)では、分科会については、原則非公開とすると規定されているが、今回の開示請求は別組織である育成部会について行ったものであり、別に請求した分科会に関する情報が原則非公開となっているにもかかわらず、すべて開示されているため非開示とする判断は不当である旨主張している。しかしながら、本件は、公開条例第26条に基づいた処分ではなく、あくまでも当該審議会の特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、当該審議会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められるため、6号情報に該当するとして行った処分であるので、申立人の主張には理由がな

いものである。

なお、会議の公開・非公開は、審議会総会で決定し、審議対象が異なることから、原則、審議会総会は公開、分科会は非公開と同対応方針により明示している。

先に請求された分科会に係る公文書には公開条例第10条第1項各号に該当する情報が含まれていなかったため開示を行った。

- U 申立人は、非開示情報が審議会活動に関する情報であり、審議会活動は基本条例の遵守義務があるので、原処分は基本条例の各条項に定められた義務に違反していると主張している。また、仮に6号情報であったとしても、基本法的な性格を有する基本条例に違反しているため6号に基づく原処分は行えないと主張している。しかしながら、基本条例は、道政運営の全般にわたる指針として、基本となる理念及び原則を明らかにしたものであり、第3条において公文書の開示を適正に行うと定めているだけで制度の具体の運用は公開条例に基づき行うこととなる。本件は、前記「理由イ」のとおり、あくまで6号情報に該当すると認められることから行った処分であるため、申立人の主張には理由がないものである。
- V 申立人は、仮に育成条例第36条及び同条例第5条第1項第3号の申出及び有害図書類の指定の濫用が起こると、その濫用は憲法が規定する言論の自由、出版の自由、営業の自由、検閲の禁止に抵触するおそれがあるため情報公開制度を活用した監視が必要であるとし、憲法上疑いをもたれる行為の情報を公務員が秘匿しなければならない公務は1号に該当する「公正若しくは円滑な実施を著しく困難にする情報」とはいえないと主張している。しかしながら、申立人が主張するところの濫用が、憲法が規定する表現の自由などに抵触するおそれがあるかどうかについてはその理由が明らかにされていないが、本件は、前記「理由イ」のとおり、あくまで6号情報に該当すると認められることから行った処分であるため、申立人の主張には理由がないものである。

## イ 280 事案

- A 申立人は、公開条例第18条に基づき、本件公文書に記録されている第三者から非開示に対する反対意見が示されていない状況で、非開示処分を行ったことを不当と主張している。しかしながら、同条は、意見書を提出する機会を与えた第三者に開示決定等について同意権を与えるものではないと解するので、申立人の主張には理由がないものである。

同条は、開示・非開示を判断するために必要な情報の提供を求める規定と解するが、本件は、特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、反復して行われる当該審議会の将来における公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められることから、6号情報に該当するものとして行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

- B 申立人は、6号の条項そのものが、公開指針並びに公開条例及び基本条例並びに憲法の各条文及びこれら諸法令の趣旨に違反又は矛盾し無効であることから、本件処分は不当と主張している。しかしながら、6号の条項そのものを無効とする申立人の主張には、何らその理由が明らかにされていないが、本件は、あくまでも前記「理由イ」のとおり、6号に該当すると認められることから行った処分であるの

で、申立人の主張には理由がないものである。

- C 申立人は、6号の条項そのものが、公開指針並びに公開条例及び基本条例並びに憲法に違反又は矛盾し無効であるとはいえないまでも、これらの諸法令の趣旨から適用すべきではないので、本件処分は不当と主張している。しかしながら、6号を適用すべきではないとする申立人の主張には、何らその理由が明らかにされていないが、本件は、あくまでも前記「理由イ」のとおり、6号に該当すると認められることから行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

なお、公開条例第11条の趣旨から6号を適用すべきでないとの主張については、現に発生しているか又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、身体、健康又は生活を保護するために、本件非開示情報を開示することが公益上必要であるとは何ら認められないため、申立人の主張には理由がないものである。

- D 申立人は、6号によって保護される実施機関の利益より、開示によって得られる実施機関の事務の公正性の確保などの公益を優先すべきと主張している。この公正性の確保がなければ、不公正な事務の利益まで保護される可能性がある。この可能性が否定できない以上、このような公益を充足させることができる情報は、6号の非開示情報とは考えられないので、本件処分は不当と主張している。しかしながら、本件は、前記「理由イ」のとおり、6号に該当すると認められることから行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

なお、公開条例第11条の規定は、非開示情報が、現に発生しているか又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、身体、健康又は生活を保護するために開示することが公益上必要であると認めるときは当該公文書について公文書の開示をすると解するが、本件非開示情報を開示することが公益上必要であるとは何ら認められないため、申立人の主張には理由がないものである。

- E 申立人は、実施機関にとっての利益が道民の利益となっているかどうかの政策的価値判断を妨げるような非開示処分の対象となる道の事務は道民の道政参政権を侵害することから、6号の「道又は国等の事務又は事業」とは認められないため、本件処分は不当と主張している。しかしながら、公開条例前文では、民主的な道政を確立するため公開条例を制定すると条例制定に当たっての基本的認識や制定の理念を明らかにしているが、公開条例第1条で規定する公文書の開示を請求する権利が、公文書の開示の請求が同条例に定める要件を満たしたものである場合は、閲覧又は写しの求めに応じなければならないと解されるように、請求に対し無条件に開示に応じるものではないと解する。

更に、公開条例第3条の規定は、同条例第10条第1項各号に掲げる情報に該当しない限り公文書を開示しなければならないことを基本とすると解する。本件は、特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、反復して行われる当該審議会の将来における公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められることから、6号に規定する非開示情報に該当するものとして行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

- F 申立人は、本件の非開示情報が、6号の「試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画」には該当しないとして、本件処分は不当と主張している。しかしながら、不服申立て理由F、

G、Hについては、6号の条項の一部を抜粋して、各々不当の理由とする申立人の主張には理由がないものである。あくまで本件は、前記「理由イ」のとおり、6号に該当するとして行った処分である。

G 申立人は、本件の非開示情報が、6号の「開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ」る情報には該当しないとして、本件処分は不当と主張している。しかしながら、不服申立て理由F、G、Hについては、6号の条項の一部を抜粋して、各々の不当の理由とする申立人の主張には理由がないものである。あくまで本件は、前記「理由イ」のとおり、6号に該当するとして行った処分である。

H 申立人は、本件の非開示情報が、6号の「将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にする」情報には該当しないとして、本件処分は不当と主張している。しかしながら、不服申立て理由F、G、Hについては、6号の条項の一部を抜粋して、各々の不当の理由とする申立人の主張には理由がないものである。あくまで本件は、前記「理由イ」のとおり、6号に該当するとして行った処分である。

I 申立人は、情報公開により育成条例の運用に関する検証が困難になると、北海道における民主主義の実現、道民の知る権利の実現、道政参政権が侵害されるおそれが生ずる。このような侵害が生じる可能性のある情報を秘匿しておかなければならない動機は「公正又は円滑」な「道又は国等の事務」には存在しないことから、6号情報とは考えられず、本件処分は不当と主張している。しかしながら、公開条例前文では、民主的な道政を確立するため公開条例を制定すると条例制定に当たっての基本的認識や制定の理念を明らかにしているが、公開条例第1条で規定する公文書の開示を請求する権利が、公文書の開示の請求が条例に定める要件を満たしたものである場合は、閲覧又は写しの求めに応じなければならないと解されるように、請求に対し無条件に開示に応じるものではないと解する。

更に、公開条例第3条の規定は、同条例第10条第1項各号に掲げる情報に該当しない限り公文書を開示しなければならないことを基本とすると解する。本件は、特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、反復して行われる当該審議会の将来における公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められることから、6号に規定する非開示情報に該当するものとして行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

J 申立人は、6号情報を秘匿の合理性がある情報と位置づけ、当該審議会の答申に係る事務や審査、政策的検討や政策の策定に関する事務の情報を秘匿しなければならない合理的理由は存在しない、「審議会の委員名、事務局名」も条項に例示されていない、当該審議会の情報は答申する権限を持つ者の活動であることから高度な公開性が求められる。これらのことから、6号情報とは考えられないと主張している。

また、仮に「公正又は円滑な実施を困難にする」場面があるとしても著しく「困難」にするとは考えられないとも主張している。

更に、有害凶書の審査は、司法的権利確保制度が具備されていないため6号の「取締り等の計画及び実施要領」に準じたものあるいは類するものには当たらないので本件処分は不当であると主張している。しかしながら、6号では、例示以外にも「そ



の他の道又は国等の事務又は事業に関する情報」と例示している情報に類する内容及び性質を有するその他の情報についても規定されているため、例示に限定すると主張する申立人の主張には理由がないものである。

なお、同号の例示は、同号に該当すると認められる情報との観点から、その典型的な例を示したものと解する。

また、秘匿の合理性がある情報とはどのような情報と定義するのか、更に、答申を行う役割を持つとの理由だけで高度な公開性を具備しなければならないとする理由は明らかにされていないが、本件は、あくまでも特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、非開示部分を開示することにより、反復して行われる当該審議会の将来における公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められることから、6号に規定する非開示情報に該当するとして行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

K 申立人は、6号の「事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」に限り非開示対象となり「審議会の議決状況、委員名、事務局職員名」はこれに該当しない。同号の「公正」は、情報公開が確保されてこそ道民にとっての「公正」さが確保できると主張している。

当該審議会の審査活動を含め、議決状況、委員の審査・討論は政治判断が伴う政策的事務であり、同号に例示されているような客観的判定基準が存在する職員採用試験の主題作成などは活動目的も質的に異なることから、同号の「事務若しくは事業」には類しないので本件処分は不当と主張している。

また、仮に「公正又は円滑な実施を困難にする」場面があるとしても著しく「困難」にするとは考えられないとも主張している。しかしながら、「事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより、反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できる場合をいうと解する。

本件は、特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、反復して行われる当該審議会の将来における公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められることから、6号情報に該当するものとして行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

L 申立人は非開示部分を別な開示文書において開示しているため、矛盾した対応と主張している。

また、仮に「公正又は円滑な実施を困難にする」場面があるとしても著しく「困難」にするとは考えられないとも主張している。しかしながら、本件は、当該審議会の委員名及び事務局名そのものではなく、特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、反復して行われる当該審議会の将来における公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められることが

ら、6号情報に該当するとして行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

- M 申立人は非開示部分のうち委員名及び事務局名は、職員録などで一般に公開されている情報であるため、6号に該当しないと主張している。

また、仮に「公正又は円滑な実施を困難にする」場面があるとしても著しく「困難」にするとは考えられないとも主張している。しかしながら、本件は、当該審議会の委員名及び事務局名そのものではなく、あくまでも、当該審議会の特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、反復して行われる当該審議会の将来における公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められることから、6号情報に該当するとして行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

- N 申立人は非開示情報を特別公務員の公務情報と位置づけ、このような者の情報は政治的・政策的性格が伴う人事情報であり、その活動は道民の信託においてなされるべきである。

更に、当該情報は、報道出版言論表現活動に関する専門家としての発言に付随する情報で専門家としての責任も問われるような、より一層高い公開性が求められる情報でもあることから6号情報に当たらないと主張している。

また、仮に「公正又は円滑な実施を困難にする」場面があるとしても著しく「困難」にするとは考えられないとも主張している。しかしながら、本件は、審議会委員がどのような身分であるかのいかんを問わず、当該審議会の特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、反復して行われる当該審議会の将来における公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められることから、6号情報に該当するとして行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

- O 申立人は、公開条例第26条に規定する会議の原則公開、また公開指針2(1)に規定する会議の公開・非公開の会議における決定の必要、同指針2(2)に規定する非公開の理由の明示、議事要旨又は会議結果の公開に違反していると主張し、また、対応方針の2(2)において、審議会総会は原則公開とすると定めているのですべて公開すべきと主張している。

更に、同方針2(2)では、分科会は、原則非公開とすると規定されているが、今回の開示請求は別組織である育成部会に対し行ったものであり、加えて別に請求した分科会に関する情報が原則非公開となっているにもかかわらず、すべて開示されているため非開示とする判断は不当である旨主張している。

なお、仮に「公正又は円滑な実施を困難にする」場面があるとしても著しく「困難」にするとは考えられないとも主張している。しかしながら、本件は、公開条例第26条に基づいて行った処分ではなく、あくまでも当該審議会の特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、反復して行われる当該審議会の将来における公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められることから、6号情報に該当するとして行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。

なお、会議の公開・非公開は、審議会総会で決定し、審議対象が異なることから、

原則、審議会総会は公開、分科会は非公開と同対応方針により明示している。

先に請求された分科会に係る公文書には公開条例第10条第1項各号に該当する情報が含まれていなかったため開示を行った。

- P 申立人は、非開示情報が審議会活動に関する情報であり、審議会活動は基本条例の遵守義務があるので、原処分は基本条例の各条項に定められた義務に違反していると主張している。

また、仮に6号情報であったとしても、基本法的な性格を有する基本条例に違反しているため6号に基づく原処分は行えないと主張している。

なお、仮に「公正又は円滑な実施を困難にする」場面があるとしても著しく「困難」にするとは考えられないとも主張している。しかしながら、基本条例は、道政運営の全般にわたる指針として、基本となる理念及び原則を明らかにしたものであり、第3条において公文書の開示を適正に行うと定めているだけで制度の具体的な運用は公開条例に基づき行うことになると解する。本件は、前記「理由イ」のとおり、あくまでも6号情報に該当すると認められることから行った処分であるため、申立人の主張には理由がないものである。

- R 申立人は、育成条例制定当時から、本件非開示情報が、道民の言論表現報道出版活動に重大な影響を及ぼす政策的な意思決定を行うことから、言論表現報道出版などの精神的自由が不当に侵害され得る場合、報道機関により審議内容を報道することができることを前提に当該審議会への報道委員の参画を行政慣行とすることで高度な情報公開状態を維持してきており、公開条例もこのような状態を確保しなければならないと主張している。言論表現報道出版活動に影響を及ぼす政策的意思決定あるいは民主主義環境に悪影響を及ぼし得る情報を秘匿しなければならない公務は道民にとって「公正若しくは円滑な実施」ではないため、6号に基づく処分はできないと主張している。

なお、仮に「公正又は円滑な実施を困難にする」場面があるとしても著しく「困難」にするとは考えられないとも主張している。しかしながら、報道委員の当該審議会への参画を慣行として行うことが、なぜ、高度な情報公開状態を維持していることになるのか、また、このことを理由に、なぜ公開条例もこのような状態を確保しなければならないのか理由は明らかにされていないが、あくまでも本件は、当該審議会の特定委員の発言内容や議決状況が特定されると、前記「理由イ」のとおり、反復して行われる当該審議会の将来における公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが明らかに認められることから、6号情報に該当するとして行った処分であるので、申立人の主張には理由がないものである。